

第3期



吉岡町地域福祉計画 地域福祉活動計画

概要版

吉岡町成年後見制度利用促進基本計画・吉岡町再犯防止推進計画

01 地域福祉について

《地域福祉計画・地域福祉活動計画とは》

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げ、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら地域福祉を進展させていく、言わば車の両輪となるものです。

本町においては、「理念・基盤・仕組み」づくりである「地域福祉計画」と、それらを実現するための地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。一体的に策定することで、それぞれの内容の共有や、支援する施策を相互に盛り込むなどの密接な連携を図ることが可能となります。

《4つの助（自助・互助・共助・公助）の考え方》

「地域福祉」を推進するためには、住民、自治会、ボランティア、福祉サービス事業所、民生委員・児童委員、社協、行政などが、それぞれの役割を果たし、お互いに力を合わせる関係をつくる必要があります。そのため、「自助・互助・共助・公助」を組み合わせた視点が重要となります。

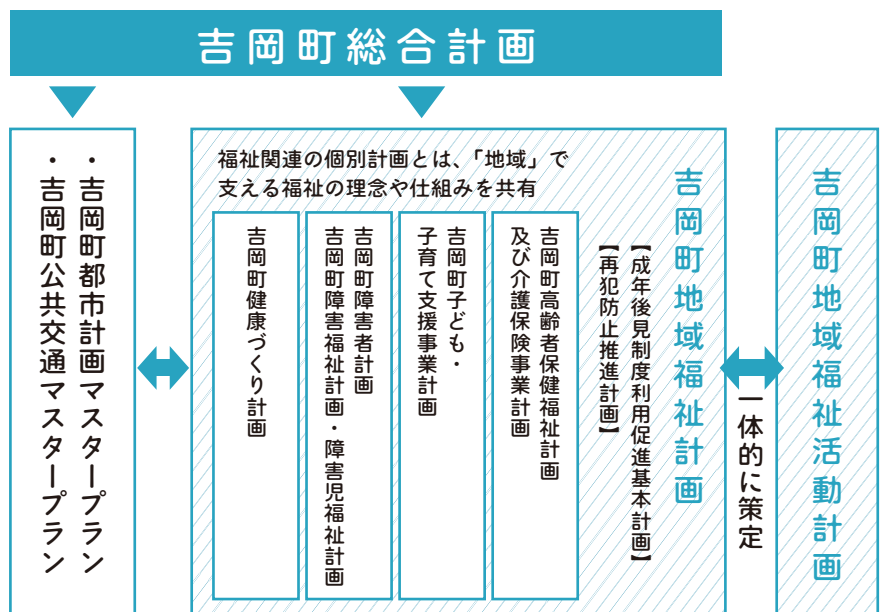
《社会福祉協議会の役割》

社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進を住民とともに目指す組織です。個人や地域が抱える様々な生活課題の解決を住民とともに考え、支援し、地域共生社会の実現を目指します。地域に住む様々な人たちや活動している団体とつながり、生活課題が解決できるように「プラットフォーム」の役割を意識し、活動を行っていきます。

《計画の位置づけ》

吉岡町総合計画を上位計画とし、保健・福祉に関する他の分野別計画を横断的につなげ、その他の関連計画との整合や連携を図りながら、地域福祉の理念や仕組みをつくるものです。

また、本計画は、「吉岡町成年後見制度利用促進基本計画」および「吉岡町再犯防止推進計画」を包含するものです。



《計画期間》

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
計画名	第3期 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画				

02 第2期計画における新たな取組

第2期計画では、4つの基本目標、16の施策の方向、34の具体的施策に体系化し、113の事業等に取り組みました。ここでは、第2期計画における新たな取組について紹介します。

これまでの取組

地域福祉推進の ステップアップ

令和

6年度～

町 社協

成年後見制度

- ・弁護士・司法書士・社会福祉士による専門職相談の開催
- ・啓発DVDの作成と配布

町 社協

生活支援体制整備事業 連絡会開催

社協

民生委員主催の子育てサロンに中学生ボランティアの依頼

社協

駒寄小学校・明治小学校で福祉の話と車いす体験講座

社協

家族介護者交流事業

もっと気楽に話ができる場らくらく茶話会

町 社協

災害ボランティアセンターに関する協定締結

令和

5年度

町 社協

ボランティアポイント事業

社協

社協のSNS(X、Instagram)の開設

町 社協

よしおか支え愛マップづくり

社協

移動カフェ車両 TEKUTEKU 導入

社協

家族介護者交流事業 男性限定 DANDAN

町

吉岡町町営住宅長寿命化計画（改定版）
策定 令和8年度改修工事

町 社協

吉岡町成年後見制度利用促進
・連携協議会の設置

町 社協

生活支援体制整備事業

- ・ふれあい隊『駒ちゃん家』運営開始
- ・わたげ隊『たんぼぼ広場』運営開始

令和

4年度

町 社協

ボランティアセンターの設置

町 社協

生活支援体制整備事業 明治地区（わたげ隊）
・駒寄地区（ふれあい隊）に協議体発足

社協

生活困窮者の自立支援生活・就労相談会

社協

ふるさと祭り版「社協×SDGs」

町 社協

成年後見支援センターの設置

社協

制服等リユース事業

社協

地域担当制 地域つなげる!! つながる!! 社協マン

令和

3年度

社協

精神保健傾聴事業 心の休憩所～Tsubomi～

社協

認知症の方を支えるまちづくり座談会

社協

創立40周年記念吉岡町社会福祉大会開催

社協

年越し食料配布事業

町 社協

生活支援体制整備事業

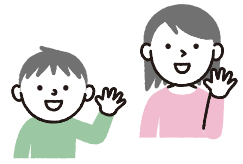
「お互いさま」の町づくり講演会・勉強会

基本理念を「支えあい 地域つながる 町づくり ～笑顔あふれる助けあいのまち～」と定め、「4つの基本目標」のもと、「14の基本施策」に取り組み、計画の推進を図ります。

基本理念



支えあい 地域つながる 町づくり
～笑顔あふれる助けあいのまち～



基本目標

基本施策

1 地域や福祉への関心を高める

主な SDGs
関連指標



1 地域や福祉に関する情報発信の強化

2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

3 地域福祉活動団体との連携・支援

2 いきいきと暮らせる地域をつくる

主な SDGs
関連指標



4 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

5 社会参加・生きがいのづくりの促進

6 サロン活動等による交流促進

3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

主な SDGs
関連指標



7 見守り活動の推進

8 災害時等における地域の支援体制の強化

9 安全で暮らしやすい生活環境の充実

4 切れ目のない支援体制をつくる

主な SDGs
関連指標



10 各種サービスの適切な利用の促進

11 生活支援サービスの充実

12 権利擁護の推進 (吉岡町成年後見制度利用促進基本計画を含む)

13 誰ひとり取り残さない取組の推進 (吉岡町再犯防止推進計画を含む)

14 福祉関係等事業所間の連携

04 施策の展開

基本目標 1 地域や福祉への関心を高める

主な SDGs
関連指標



住民の地域福祉に対する理解を深め、お互いを尊重しながら暮らす福祉意識の醸成を図り、ボランティア活動や地域の交流活動を活性化することにより住民同士のつながりを深め、支え合う担い手づくりを目指します。

施策 1 地域や福祉に関する情報発信の強化

1 各種媒体による広報・啓発

- 広報紙やホームページ等の活用
- 各種サロン活動等のPR
- ボランティア活動等のPR
- 地域福祉活動見える化プロジェクト

2 催し物やイベントによる広報・啓発

- 地域福祉に関する催し
- 健康づくりに関する催し
- 共同募金運動
- 障害者に対する理解

3 身近な福祉を知る各種講座等の開催

- 各種講座の活用
- 認知症に関する普及啓発
- 地域福祉勉強会
- 手話の普及と利用の促進

施策 2 地域福祉活動の担い手の発掘・育成

1 学校、地域などへの福祉教育の充実と人材発掘

- 学童・生徒のボランティア普及事業
- 福祉体験（高齢者擬似体験、車いす・手話等）の協力
- 認知症サポーターキッズ養成講座
- 退職者地域デビュー事業の実施

2 介護・福祉を支える人材確保

- 介護人材の確保・定着を支援する取組の検討
- 関係機関との協働イベントの検討

施策 3 地域福祉活動団体との連携・支援

1 交流・情報交換の機会(福祉ネットワーク)の充実

- 地域福祉ネットワーク事業
- ボランティア連絡協議会の設立
- 地域福祉活動団体見守り活動の促進
- 生活支援体制整備事業の推進
- 子どもの居場所づくり支援事業補助金

2 ボランティア活動等への支援

- ボランティアセンターの活用・展開
- (再掲) ボランティア連絡協議会の設立
- ボランティア活動の継続支援
- ボランティアの憩いの場（ハートボラカフェ）

基本目標 2 いきいきと暮らせる地域をつくる

主な SDGs
関連指標



地域ぐるみの健康づくりや生きがいづくり活動を推進し、住民一人ひとりが生涯を通じ心身ともに健康でいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

また、集いの場や居場所を充実させて、人とつながる機会を増やすことで、安心して住みよい地域づくりを進めます。

施策 4 地域における健康づくり・介護予防活動の推進

1 地域における健康づくり活動の支援

- 健康づくり活動の推進
- 老人福祉センターでの健康づくりの推進

2 地域における介護予防の支援

- 地域での自主的な介護予防の推進
- 介護予防・生活支援サービスの充実

施策 5 社会参加・生きがいづくりの促進

1 地域における生きがい活動支援

- 生涯学習・スポーツ・文化芸術活動の促進
- 高齢者の生きがいづくりの促進
- 障害者のまちづくり・地域活動への参画促進

2 高齢者や障害者などへの就労支援

- 障害者の就労支援
- 高齢者の雇用促進

施策 6 サロン活動等による交流促進

1 地域におけるサロン等の充実

- 認知症カフェの推進・拡大
- 地域福祉交流拠点施設（よしおか ROBAROBA）利用促進
- ふれあい・いきいきサロン推進事業の拡大
- 子どもの居場所・遊び場の充実

2 交流の機会の充実と孤立防止の推進

- 地域交流・世代間交流
- 支援が必要な人やその家族の集いの場
- 地域の施設を活用した交流
- 傾聴ボランティア派遣事業

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる地域をつくる

主な SDGs
関連指標



地域に住むすべての人が、住み慣れた地域でいつまでも安心・安全で自分らしい生活を送るためには、「地域は地域で守る」という考えが大切です。そのため、地域に住む人が緊急時や災害時に孤立しないために、日頃からの見守り体制の充実や災害時に備えた安心・安全な地域づくりのための支援体制づくりを推進します。

また、犯罪・交通事故等を未然に防ぐ取組の推進や外出・移動支援等の充実を通して、子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず、住民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを推進します。

施策 7 見守り活動の推進

1 見守りのための各種事業の推進

- 一人暮らし高齢者等の安否確認
- (再掲) 地域福祉ネットワーク事業
- 認知症サポーターによる見守り活動の推進
- よしおかあんしん見守り事業の推進

2 ご近所や自治会における取組への支援

- 地域イベントへの参加の促進
- 声かけ・安否確認の促進

施策 8 災害時等における地域の支援体制の強化

1 災害時における地域の支援体制の強化

- 避難行動要支援者に対する支援体制の充実
- 障害者に対する防災・災害時避難の対策の推進
- 地域における防災訓練の支援
- 福祉避難所等の充実
- 総合的な防災対策の推進
- 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

2 感染症等に対応した取組

- わかりやすい情報提供
- サービス事業者との連携
- 感染症対策に配慮した地域福祉の推進

施策 9 安全で暮らしやすい生活環境の充実

1 バリアフリー・ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進

- 公共施設等のバリアフリー化の推進
- 人にやさしいまちづくり・移動手段の確保
- バリアフリー等に関する普及・啓発
- 意思疎通支援事業の推進

2 防犯体制の充実

- 地域における子どもの見守り活動の推進
- 防犯教育の充実
- 子ども安全協力の家
- 消費者被害等に関する意識啓発
- 障害者の消費者トラブルの防止・防犯対策の推進
- 自主防犯活動の推進
- 犯罪防止活動の推進

基本目標 4 切れ目のない支援体制をつくる



誰もが尊厳をもって自立した生活を送れるよう、適切な情報提供をするとともに、困りごとを抱える人の相談を総合的に受け止め、切れ目のない支援体制をつくります。

また、住民が適切な福祉サービスを受けられるように、住民のニーズに基づき、公的なサービスを推進するとともに、住民参加のサービスを充実し、誰もが、住み慣れた町で自分らしく暮らせるまちづくりを目指します。

施策 10 各種サービスの適切な利用の促進

1 情報提供の充実

- わかりやすい情報提供
- 情報のバリアフリー化

- 社協出張相談の実施
- なんでも福祉相談事業の利用促進
- 各種生活相談の充実
- 相談員の充実

2 包括的な相談支援体制の充実

- 地域包括支援センターの充実
- 子育て世代包括支援センター
- 障害者に対する相談支援・サービス利用支援
- 民生委員・児童委員の活動支援

3 サービス提供基盤の充実・質の向上

- サービス事業者との連携
- 多様な保育サービスの提供
- 福祉サービス第三者評価制度の受審促進
- 介護保険サービスの質の向上

施策 11 生活支援サービスの充実

1 外出等の日常生活の支援

- 移送サービス事業
- 福祉車両貸出し事業

2 生活を支える各種福祉サービスの充実

- 高齢者の在宅の暮らしを支える支援
- 子育て世帯の育児負担の軽減
- 障害者の地域生活を支えるサービスの充実
- 家庭における子育て支援

3 地域における支えあい制度の推進

- 介護予防・日常生活総合支援事業の推進
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の推進

施策 12 権利擁護の推進

1 人権啓発・人権教育の推進

- 心のバリアフリーの推進
- 障害者に対する理解と差別解消
- 子どもの権利・意見の尊重

2 虐待やDV防止の取組

- 虐待防止等に関する啓発
- 虐待防止・早期対応のための支援体制の強化

3 成年後見制度等の利用促進【吉岡町成年後見制度利用促進基本計画】

※詳細は次ページ

施策 13 誰ひとり取り残さない取組の推進

1 生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者等の把握
- 関係機関との連携による自立促進
- 生活資金等の貸付
- 住居の確保のための取組
- 子どもの貧困対策



2 制度の狭間となる人への支援

- （再掲）なんでも福祉相談事業の利用促進
- 精神保健傾聴事業：心の休憩所～Tsubomi～
- 孤独・孤立対策の推進
- ヤングケアラー支援
- 困難を抱える女性への支援

3 再犯防止支援【吉岡町再犯防止推進計画】

※詳細は次ページ

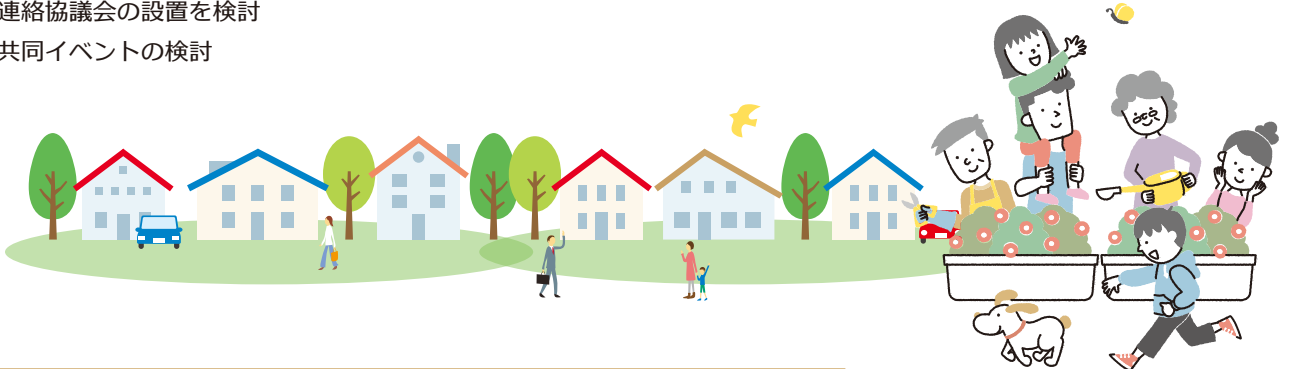
施策 14 福祉関係等事業所間の連携

1 福祉関係等事業所間の連携体制の構築

- 地域ケア会議の充実（高齢者）
- 自立支援協議会の開催（障害者）
- 連絡協議会の設置を検討
- 共同イベントの検討

2 社会福祉法人・民間企業などの社会貢献事業の促進

- 社会福祉法人の地域公益事業の推進
- 企業による地域貢献事業の推進



05 吉岡町成年後見制度利用促進基本計画

1 目的

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、判断能力が十分でない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支えるための制度ですが、十分に利用されていません。こうした状況を踏まえ、その適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とし、『吉岡町成年後見制度利用促進基本計画』を策定します。

2 取組等

精神上の障害（知的障害、精神障害、認知症等）により判断能力が十分でない人の保護を図りつつ、自己決定権の尊重ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。

施策 ・ 事業名

- 日常生活自立支援事業
- ネットワークづくり
- 成年後見制度に関する普及啓発
- 成年後見制度に関する相談支援
- 成年後見制度利用支援
- 親族後見人等に対する支援
- 市民後見制度の普及
- 法人後見人の普及と活用
- 成年後見制度利用促進・連携協議会の発展

06 吉岡町再犯防止推進計画

1 目的

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上でさまざまな課題を抱えることがあります。そのような人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるように継続的な支援と、そのための環境を整えることにより、再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

2 取組等

再犯防止のためには、社会復帰をするための支援と受け入れの体制づくりが重要であることから、保護司会と連携し、更生保護や犯罪防止活動を展開していきます。

施策 ・ 事業名

- 1 就労・住居の確保等**
 - 協力雇用主登録促進事業
 - 住居の確保
- 2 学校等と連携した就学支援の実施のための取組**
 - (再掲) 犯罪防止活動の推進
- 3 民間協力者の活動の促進等のための取組**
 - 更生保護活動の支援
- 4 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組**
 - 再犯防止に関する意識醸成・周知啓発

障害者に関する相談窓口

● 渋川広域障害福祉なんでも相談室 ▶ 0279-30-0294

障害に関する悩み、障害福祉サービスについて、就労に関することなどの相談を行っています。

● 役場健康福祉課福祉室 ▶ 0279-26-2246

障害者・児福祉、補装具に関することなどの制度利用や相談を行っています。

健康に関する相談窓口

● 役場健康福祉課健康づくり室 ▶ 0279-54-7744

(保健センター内)

各種検診・健康診査、予防接種、子どもの成長・発達・栄養・育児に関することなどの相談を行っています。

消費生活問題に関する相談窓口

● 渋川市消費生活センター ▶ 0279-22-2325

広域協定にて消費生活相談に関する相談を行っています。
(開庁日に準ずる 9:00～16:00)

ボランティアに関する相談窓口

● ボランティアセンター ▶ 0279-54-3930

(社会福祉協議会内)

ボランティア活動に関する相談や情報提供、保険加入等を行っています。

地域の民生委員・児童委員に相談したいとき

● 社会福祉協議会 ▶ 0279-54-3930

お住まいの地域を担当する委員を紹介します。

成年後見支援制度について相談したいとき

● 成年後見支援センター ▶ 0279-54-3930

(社会福祉協議会内)

住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせるよう「成年後見制度」に関する相談に応じ、利用をお手伝いします。

高齢者に関する相談窓口

● 地域包括支援センター ▶ 0279-54-4323

介護保険サービスをはじめ、福祉・医療・権利擁護の相談支援を行っています。

● 役場健康福祉課介護高齢室 ▶ 0279-26-2247

介護保険、高齢者福祉に関することなどの制度利用や相談を行っています。

子どもに関する相談窓口

● 役場健康福祉課子育て支援室 ▶ 0279-26-2248

(保健センター内)

保育園・認定こども園、児童手当などの子育てに関する相談を行っています。

生活困窮に関する相談窓口

● 社会福祉協議会 ▶ 0279-25-7790

お金や住まいに関する支援制度や支援機関の紹介、情報提供、同行、手続き申請の支援等を行っています。

● 役場健康福祉課福祉室 ▶ 0279-26-2246

生活保護制度に関する相談を行っています。
(保護決定については、県が行います。)

防災・防犯に関する相談窓口

● 役場総務課協働安全室 ▶ 0279-26-2243

防災・防犯に関する相談窓口。
メール配信により、情報を提供します。
配信を希望される方は、右の二次元コードを読み取るか、
t-yoshioka@sg-p.jp まで空メールを送信してください。



計画の内容をもっと詳しく知りたい方は、こちらから計画書本編を見ることができます。▶



第3期 吉岡町地域福祉計画・地域福祉活動計画 概要版



発行 吉岡町・社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会 令和8年3月

企画・編集 吉岡町健康福祉課 福祉室 社会福祉法人 吉岡町社会福祉協議会

〒370-3692 群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 560 番地 群馬県北群馬郡吉岡町大字南下 1333 番地 4
TEL:0279-54-3111 (代表) TEL:0279-54-3930

(この概要版冊子は、共同募金の配分を受けて発行しています。)

